

## 令和3年度栃木県議会 第384回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和4年度栃木県一般会計予算	1
第2号議案	令和4年度栃木県公債管理特別会計予算	25
第3号議案	令和4年度栃木県営林事業特別会計予算	31
第4号議案	令和4年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	37
第5号議案	令和4年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	41
第6号議案	令和4年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	47
第7号議案	令和4年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	53
第8号議案	令和4年度栃木県国民健康保険特別会計予算	57
第9号議案	令和4年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算	61
第10号議案	令和4年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	65
第11号議案	令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算	71
第12号議案	令和4年度栃木県電気事業会計予算	77
第13号議案	令和4年度栃木県水道事業会計予算	83
第14号議案	令和4年度栃木県工業用水道事業会計予算	87

第15号議案	令和4年度栃木県用地造成事業会計予算	91
第16号議案	令和4年度栃木県施設管理事業会計予算	95
第17号議案	栃木県水源地域保全条例の制定について	99
第18号議案	地方独立行政法人栃木県立岡本台病院への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例の制定について	103
第19号議案	栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について	105
第20号議案	地方独立行政法人栃木県立岡本台病院の設立に伴う関係条例の整理について	109
第21号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	113
第22号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	115
第23号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	117
第24号議案	栃木県個人情報保護条例の一部改正について	123
第25号議案	栃木県青少年健全育成条例及び健康長寿とちぎづくり推進条例の一部改正について	125
第26号議案	栃木県民生委員定数条例の一部改正について	129
第27号議案	栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正について	131
第28号議案	都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正について	133
第29号議案	学校職員定数条例の一部改正について	135
第30号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について	137
第31号議案	栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について	139

第32号議案	栃木県警察関係手数料条例の一部改正について……………	141
第33号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について……………	149
第34号議案	矢板市及び塩谷郡塩谷町の境界変更について……………	151
第35号議案	市町村が負担する金額について（企業局関係）……………	153
第36号議案	包括外部監査契約の締結について……………	155



## 第1号議案

### 令和4年度栃木県一般会計予算

令和4年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,008,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

**第3条** 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

**第4条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

**第5条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

**第6条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	256,000,000
	1 県民税	82,021,000
	2 事業税	61,016,000
	3 地方消費税	44,007,000
	4 不動産取得税	4,945,000
	5 県たばこ税	2,368,000
	6 ゴルフ場利用税	2,313,000
	7 軽油引取税	22,369,000
	8 自動車税	36,923,000
	9 鉱区税	7,000
	10 狩猟税	21,000
11 旧法による税	10,000	

款	項	金 額
2 地 方 消 費 税 清 算 金		95,091,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	95,091,000
3 地 方 讓 与 税		39,397,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	36,300,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	2,500,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	100,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	400,000
	5 森 林 環 境 讓 与 税	97,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,500,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,500,000
5 地 方 交 付 税		140,600,000
	1 地 方 交 付 税	140,600,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		600,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	600,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,735,030



	1 負 担 金	2,735,030
8 使 用 料 及 び 手 数 料		11,071,006
	1 使 用 料	7,382,594
	2 手 数 料	3,688,412
9 国 庫 支 出 金		149,569,640
	1 国 庫 負 担 金	44,660,278
	2 国 庫 補 助 金	102,857,294
	3 委 託 金	2,052,068
10 財 産 収 入		1,455,676
	1 財 産 運 用 収 入	667,250
	2 財 産 売 払 収 入	788,426
11 寄 附 金		85,371
	1 寄 附 金	85,371
12 繰 入 金		29,437,192
	1 特 別 会 計 繰 入 金	157,507
	2 基 金 繰 入 金	29,279,685

款	項	金額
13 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
14 諸収入		190,658,085
	1 延滞金、加算金及び過料等	257,523
	2 県預金利子	48
	3 貸付金元利収入	169,472,008
	4 受託事業収入	2,070,366
	5 収益事業収入	11,616,368
	6 利子割精算金収入	50
	7 雑入	7,241,722
15 県債		89,400,000
	1 県債	89,400,000
歳入	合計	1,008,600,000

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,446,022
	1 議 会 費	1,446,022
2 総 務 費		54,149,202
	1 総 務 管 理 費	24,167,320
	2 企 画 費	5,252,840
	3 徴 税 費	9,598,052
	4 市 町 村 振 興 費	2,162,508
	5 選 挙 費	1,203,629
	6 防 災 費	1,138,308
	7 統 計 調 査 費	343,385
	8 人 事 委 員 会 費	138,541
	9 監 査 委 員 費	176,299
	10 国 体 ・ 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 費	9,968,320

款	項	金額
3 民 生 費		112,468,703
	1 社 会 福 祉 費	68,020,489
	2 児 童 福 祉 費	38,418,259
	3 生 活 保 護 費	3,827,551
	4 災 害 救 助 費	24,580
	5 県 民 生 活 費	2,177,824
4 衛 生 費		101,776,946
	1 公 衆 衛 生 費	53,206,444
	2 環 境 衛 生 費	1,986,226
	3 保 健 所 費	2,140,227
	4 医 薬 費	37,812,465
	5 病 院 費	4,192,786
	6 環 境 対 策 費	2,438,798
5 労 働 費		1,858,377
	1 労 政 費	351,960

	2 職 業 訓 練 費	1,279,042
	3 失 業 対 策 費	122,768
	4 労 働 委 員 会 費	104,607
6 農 林 水 産 業 費		36,506,111
	1 農 業 費	11,197,192
	2 畜 産 業 費	3,757,895
	3 農 地 費	11,047,372
	4 林 業 費	9,819,457
	5 水 産 業 費	658,055
	6 自 然 保 護 費	26,140
7 商 工 費		185,829,529
	1 商 工 費	172,244,042
	2 観 光 費	13,585,487
8 土 木 費		81,990,058
	1 土 木 管 理 費	4,472,791
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,846,075

款	項	金額
	3 河 川 費	26,643,689
	4 都 市 計 画 費	6,952,881
	5 住 宅 費	2,074,622
9 警 察 費		44,550,336
	1 警 察 管 理 費	43,222,827
	2 警 察 活 動 費	1,327,509
10 教 育 費		183,772,949
	1 教 育 総 務 費	24,736,858
	2 小 学 校 費	62,426,276
	3 中 学 校 費	36,753,298
	4 高 等 学 校 費	38,132,600
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,580,636
	6 社 会 教 育 費	1,440,286
	7 保 健 体 育 費	4,702,995
11 災 害 復 旧 費		2,549,514

	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	198,881
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,340,000
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,633
12 公 債 費		99,667,903
	1 公 債 費	99,667,903
13 諸 支 出 金		101,034,350
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	43,465,000
	2 利 子 割 交 付 金	126,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	47,898,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,627,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	200
	7 利 子 割 精 算 金	150
	8 配 当 割 交 付 金	1,069,000
	9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,165,000
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	1,084,000
	11 法 人 事 業 税 交 付 金	4,600,000

款	項	金額
14 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歲出合計		1,008,600,000



第2表 継 続 費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	とちぎ海浜自然の家本館空気調和設備等改修費	1,517,808	令和4年度	1,062,466
				令和5年度	455,342
		那須庁舎等解体費	530,493	令和4年度	14,481
				令和5年度	516,012
4 衛生費	6 環境対策費	足利工業高校省エネ設備整備費	108,572	令和4年度	32,572
				令和5年度	76,000
		とちぎ海浜自然の家省エネ設備整備費	93,825	令和4年度	65,678
				令和5年度	28,147
6 農林水産業費	4 林業費	栃木県林業大学校(仮称)施設整備費	1,291,066	令和4年度	393,101
				令和5年度	897,965
9 警察費	1 警察管理費	宇都宮東警察署旧庁舎解体費	218,840	令和4年度	175,072
				令和5年度	43,768
10 教育費	4 高等学校費	足利高校新校舎等整備費	5,830,928	令和4年度	2,332,369

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				令和5年度	2,915,466
				令和6年度	583,093

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合庶務事務システム改修費	令和5年度	34,954
自動車税種別割納税通知書等封入封緘業務委託料	令和5年度	13,288
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
森林路網整備事業	令和5年度	15,000
県単治山事業	令和5年度	30,000
自然公園等施設整備事業(県単)	令和5年度	5,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証に対する損失補償(令和4年度融資保証分)		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証に対する損失補償(令和2年度から令和3年度融資保証分)		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額から一般社団法人全国信用保証協会連合会が行う経営安定関連保証等損失補償を除いた額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
		(ただし、令和4年4月1日以降に代位弁済となった新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金に限る。)
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証に対する損失補償(令和4年度融資保証分)		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償(令和4年度融資保証分)		新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営改善資金融資保証に対する損失補償(令和4年度融資保証分)		経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の3分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証に対する損失補償(令和4年度融資保証分)		経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度

		における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の3分の1に相当する額(ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。)
栃木県信用保証協会の小規模企業資金融資保証に対する損失補償(令和4年度融資保証分)		小規模企業資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の栃木県農業ビジネス保証制度資金融資保証に対する損失補償(令和4年度融資保証分)		栃木県農業ビジネス保証制度資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額の80分の25に相当する額
離職者等再就職訓練事業費	令和5年度から令和6年度まで	74,085
農業近代化資金利子補給	令和5年度から令和27年度まで	663,975
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和5年度から令和22年度まで	56,874
奨励品種選定基本調査委託事業	令和5年度	160
大家畜特別支援資金利子補給	令和5年度から令和29年度まで	4,346
養豚特別支援資金利子補給	令和5年度から令和19年度まで	1,474
農村地域防災減災事業 (古用水3地区水路トンネル工事)	令和5年度	70,000
水利施設整備事業 (那須野原地区管理棟新築工事)	令和5年度	190,000

事 項	期 間	限 度 額
水 利 施 設 整 備 事 業 ( 部 屋 南 部 地 区 排 水 樋 管 新 設 工 事 )	令和5年度から令和6年度まで	760,000
県 営 住 宅 整 備 事 業	令和5年度	37,000
県 営 住 宅 整 備 事 業	令和5年度から令和7年度まで	2,692,000
道 路 保 全 事 業 ( 補 助 )	令和5年度	3,000,000
快 適 で 安 全 な 道 づ くり 事 業 ( 補 助 )	令和5年度	6,000,000
快 適 で 安 全 な 道 づ くり 事 業 ( 補 助 )	令和5年度から令和6年度まで	5,100,000
快 適 で 安 全 な 道 づ くり 事 業 ( 補 助 )	令和5年度から令和8年度まで	4,200,000
河 川 受 託 事 業	令和5年度	210,000
河 川 受 託 事 業	令和5年度から令和6年度まで	120,000
安 全 な 川 づ くり 事 業 ( 補 助 )	令和5年度	3,770,000
安 全 な 川 づ くり 事 業 ( 補 助 )	令和5年度から令和6年度まで	3,100,000
安 全 な 川 づ くり 事 業 ( 補 助 )	令和5年度から令和7年度まで	13,800,000
安 全 な 川 づ くり 事 業 ( 補 助 )	令和5年度から令和8年度まで	4,560,000
ダ ム 施 設 保 全 事 業 ( 補 助 )	令和5年度	200,000
砂 防 施 設 づ くり 事 業 ( 補 助 )	令和5年度	2,000,000

街路づくり事業（補助）	令和5年度	1,435,000
街路づくり事業（補助）	令和5年度から令和7年度まで	950,000
交通バリアフリー推進事業	令和5年度	20,000
道路保全事業（県単）	令和5年度	1,929,000
快適で安全な道づくり事業（県単）	令和5年度	700,000
河川砂防保全事業（県単）	令和5年度	205,000
緊急防災・減災対策事業（河川砂防）	令和5年度	275,000
河川砂防施設づくり事業（県単）	令和5年度	50,000
堤防強化緊急対策プロジェクト事業	令和5年度	150,000
魅力ある公園づくり事業（県単）	令和5年度	10,000
財務会計システム共同利用型基盤移行費	令和5年度	36,489
とちぎ学力向上推進事業費	令和5年度	28,607
特別支援学校校舎等整備費	令和5年度	252,954





第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 等 施 設 整 備 費	7,786,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地 域 鉄 道 対 策 事 業 費	50,000	同	上	上
防 災 行 政 ネットワーク 整 備 費	19,000	同	上	上
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	583,000	同	上	上
県 営 最 終 処 分 場 関 連 整 備 費	67,000	同	上	上
土 地 改 良 事 業 費	1,769,000	同	上	上
林 道 事 業 費	57,000	同	上	上
治 山 事 業 費	820,000	同	上	上
県 単 林 道 事 業 費	26,000	同	上	上
県 単 治 山 事 業 費	166,000	同	上	上

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
産 業 展 示 館 整 備 費	24,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
自 然 公 園 等 施 設 整 備 費	265,000	同	上	同
国 庫 補 助 道 路 事 業 費	10,457,000	同	上	同
国 庫 補 助 河 川 改 良 費	6,610,000	同	上	同
国 庫 補 助 砂 防 費	963,000	同	上	同
国 庫 補 助 街 路 事 業 費	1,545,000	同	上	同
公 園 緑 地 整 備 費	299,000	同	上	同
県 営 住 宅 建 設 事 業 費	530,000	同	上	同
県 有 建 築 物 耐 震 化 推 進 事 業 費	239,000	同	上	同
直 轄 道 路 事 業 負 担 金	2,187,000	同	上	同
直 轄 河 川 事 業 負 担 金	1,662,000	同	上	同
直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	1,145,000	同	上	同

地方道路等整備事業費	10,453,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	5,096,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	109,000	同	上	同	上	同	上
地域活性化事業費	189,000	同	上	同	上	同	上
市町村合併推進事業費	140,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備費	545,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	1,138,000	同	上	同	上	同	上
学校施設整備費	5,800,000	同	上	同	上	同	上
教育施設等整備費	135,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	3,500,000	同	上	同	上	同	上
農林水産施設災害復旧費	60,000	同	上	同	上	同	上
土木施設災害復旧費	866,000	同	上	同	上	同	上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	24,000,000	同	上	同	上	同	上
計	89,400,000						



## 第2号議案

### 令和4年度栃木県公債管理特別会計予算

令和4年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,095,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		7,916,780
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,583,380
	2 基 金 繰 入 金	3,333,400
2 県 債		37,179,000
	1 県 債	37,179,000
歳 入	合 計	<b>45,095,780</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 公 債 費		45,095,780
	1 公 債 費	45,095,780
歳 出 合 計		<b>45,095,780</b>



## 第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	37,179,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。



### 第3号議案

#### 令和4年度栃木県営林事業特別会計予算

令和4年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 382,920千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,627
	1 使用料	11,627
2 国庫支出金		21,037
	1 国庫補助金	21,037
3 財産収入		62,521
	1 財産売払収入	62,521
4 繰入金		220,873
	1 一般会計繰入金	220,873
5 繰越金		64,868
	1 繰越金	64,868
6 諸収入		1,994
	1 預金利子	1

款	項	金 額
	2 雜 入	1,993
歲	入 合 計	<b>382,920</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		152,336
	1 県 営 林 事 業 費	152,336
2 公 債 費		230,284
	1 公 債 費	230,284
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		<b>382,920</b>





## 第4号議案

### 令和4年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和4年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,330千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸 付 勘 定			72,820
	1 繰 入 金		150
	2 繰 越 金		69,850
	3 貸 付 金 収 入		2,820
2 業 務 勘 定			1,510
	1 繰 入 金		808
	2 繰 越 金		1
	3 預 金 利 子		100
	4 雑 入		601
歳 入	合 計		74,330

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		72,820
	1 林業・木材産業改善資金貸付金	72,820
2 業 務 勘 定		1,510
	1 管 理 指 導 事 務 費	1,410
	2 予 備 費	100
歳 出 合 計		<b>74,330</b>

## 第5号議案

### 令和4年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

令和4年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,415,870千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		1,776,542
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,776,542
2 県 債		1,639,328
	1 県 債	1,639,328
歳 入	合 計	<b>3,415,870</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 地方独立行政法人県立病院貸付金		1,639,328
	1 地方独立行政法人県立病院貸付金	1,639,328
2 公 債 費		1,776,542
	1 公 債 費	1,776,542
歳 出 合 計		<b>3,415,870</b>



第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
栃木県立がんセンター貸付金	1,248,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
栃木県立リハビリテーションセンター貸付金	362,328	同	上	同
栃木県立岡本台病院貸付金	29,000	同	上	同
計	1,639,328			



## 第6号議案

### 令和4年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和4年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 448,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
2 繰越金		208,851
	1 繰越金	208,851
3 諸収入		239,929
	1 貸付金収入	227,901
	2 預金利子	11
	3 雑入	12,017
歳入	合計	448,780

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		448,780
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	448,780
歳 出 合 計		<b>448,780</b>

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉社資金	令和5年度から令和9年度まで	318,096
寡婦福祉社資金	令和5年度から令和9年度まで	26,658
父子福祉社資金	令和5年度から令和9年度まで	50,652
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校就学期間中	
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年以内	
生活資金	知識技能を習得している期間中、医療等を受けている期間中、母子家庭等となり生活が安定するまでの間又は失業している期間中離職の日から1年を超えない範囲内の期間	





## 第7号議案

### 令和4年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和4年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 295,690千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

栃木県知事 福田 富一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 共 済 掛 金 収 入		25,027
	1 共 済 掛 金 収 入	25,027
2 国 庫 支 出 金		53,520
	1 国 庫 補 助 金	53,520
3 繰 入 金		56,068
	1 一 般 会 計 繰 入 金	56,068
4 繰 越 金		34
	1 繰 越 金	34
5 諸 収 入		161,041
	1 年 金 給 付 金 収 入	161,040
	2 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	295,690

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 心 身 障 害 者 扶 養 共 済 事 業 費		295,690
	1 心 身 障 害 者 扶 養 共 済 事 業 費	295,690
歳 出	合 計	<b>295,690</b>

## 第8号議案

### 令和4年度栃木県国民健康保険特別会計予算

令和4年度栃木県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,248,650千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		51,746,745
	1 負 担 金	51,746,745
2 国 庫 支 出 金		50,220,946
	1 国 庫 負 担 金	37,262,402
	2 国 庫 補 助 金	12,958,544
3 財 産 収 入		158
	1 財 産 運 用 収 入	158
4 繰 入 金		11,354,444
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,354,444
6 諸 収 入		60,926,357
	1 雑 入	60,926,357
歳 入	合 計	<b>174,248,650</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		174,248,650
	1 国民健康保険事業費	174,248,650
歳 出	合 計	<b>174,248,650</b>



## 第9号議案

### 令和4年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

令和4年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 分 担 金 及 び 負 担 金			6
	1 負 担 金		6
2 繰 越 金			13,941
	1 繰 越 金		13,941
3 諸 収 入			16,323
	1 貸 付 金 元 利 収 入		16,121
	2 預 金 利 子		200
	3 雑 入		2
歳 入 合 計			<b>30,270</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 中小企業高度化等資金貸付事業費		19,091
	1 中小企業高度化等資金貸付事業費	19,091
2 公 債 費		11,179
	1 公 債 費	11,179
歳 出 合 計		<b>30,270</b>

## 第10号議案

### 令和4年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和4年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,320千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		537
	1 繰越金	537
2 農業改良資金業務勘定		1,133
	1 繰入金	744
	2 繰越金	188
	3 預金利子	1
	4 雑入	200
3 就農支援資金貸付勘定		58,629
	2 繰越金	15,024
	3 貸付金収入	43,605
4 就農支援資金業務勘定		1,021
	1 繰入金	1,019

款	項	金額
	3 預 金 利 子	1
	4 雜 入	1
歲	入 合 計	61,320



歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		537
	1 国庫補助金納付金	357
	2 繰 出 金	180
2 農業改良資金業務勘定		1,133
	1 管理指導事務費	633
	2 予 備 費	500
3 就農支援資金貸付勘定		58,629
	2 公 債 費	39,086
	3 繰 出 金	19,543
4 就農支援資金業務勘定		1,021
	1 管理指導事務費	571
	2 予 備 費	450
歳 出	合 計	61,320



## 第11号議案

### 令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和4年度栃木県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	流域関連市町数	10市町
2	年間総処理水量	56,393,000m <sup>3</sup>
3	一日平均処理水量	154,501m <sup>3</sup>
4	主要な建設改良事業	
	処理場建設事業	事業費 2,218,016千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

<b>第1款</b>	<b>流域下水道事業収益</b>	<b>9,573,000千円</b>
	第1項 営業収益	4,471,367千円

第2項 営業外収益	5,101,632千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

<b>第1款 流域下水道事業費用</b>	<b>9,571,000千円</b>
第1項 営業費用	9,376,048千円
第2項 営業外費用	187,951千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 929,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,820千円及び過年度分損益勘定留保資金 890,180千円で補てんするものとする。）。

収 入

<b>第1款 資本的収入</b>	<b>2,753,000千円</b>
第1項 企業債	498,300千円
第2項 負担金	500,405千円
第3項 受託事業収入	94,240千円
第4項 国庫補助金	1,660,055千円

支 出

第1款 資本的支出	3,682,000千円
第1項 建設改良費	2,755,002千円
第2項 固定資産購入費	10,911千円
第3項 企業債償還金	909,087千円
第4項 予備費	7,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鬼怒川上流流域下水道 管理費（上流処理区）	令和5年度から令和7年度まで	1,545,720千円
巴波川流域下水道 管 理 費	令和5年度から令和7年度まで	1,644,720千円
令和4年度鬼怒川上流流域 下水道建設費（中央処理区）	令和5年度から令和7年度まで	2,548,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	498,300千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

（一時借入金）

**第7条** 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

**第8条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

**第9条** 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、

議会の議決を経なければならない。

職員給与費

197,021千円

（他会計からの補助金）

**第10条** 収益的支出に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、981,505千円である。

令和4年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一





## 第12号議案

### 令和4年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和4年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間販売電力量		184,997,000キロワット時
2	主要な建設改良事業		
	風見発電所建設事業	事業費	2,046,991千円
	深山発電所建設事業	事業費	113,266千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
<b>第1款</b>	<b>電</b>	<b>気</b>	<b>事</b>
	<b>業</b>	<b>収</b>	<b>益</b>
			2,333,000千円
第1項	営	業	収
	業	収	益
			2,194,167千円
第2項	財	務	収
	務	収	益
			1,981千円

第3項 事業外収益 136,850千円

第4項 特別利益 2千円

支 出

第1款 電気事業費用 2,204,000千円

第1項 営業費用 2,124,194千円

第2項 財務費用 5,568千円

第3項 事業外費用 72,238千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 724,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 226,910千円、地域振興積立金40,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 457,090千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,002,000千円

第1項 企業債 1,993,000千円

第2項 工事負担金 7,421千円

第3項 長期貸付金償還金 600千円

第4項 固定資産売却代金 1千円

第5項 雑 収 入 978千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 2,726,000千円

第1項 建 設 改 良 費 2,574,164千円

第2項 企 業 債 償 還 金 109,836千円

第3項 繰 出 金 40,000千円

第4項 予 備 費 2,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	川治第一発電所屋外 機器更新工事	千円 211,419	令和4年度	千円 122,320
				令和5年度	89,099
		佐貫ダム逆木放流工 ゲート操作盤等 更新工事	30,921	令和4年度	13,926
				令和5年度	16,995

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
足尾発電所渡良瀬取水堰 直流電源装置撤去工事	令和5年度	2,970千円
川治第一発電所 屋外機器撤去工事	令和5年度	23,056千円
佐貫ダム逆木放流工ゲート操作 盤等撤去工事	令和5年度	1,980千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
風見発電所全面改修事業	1,993,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第9条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第10条** 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、

議会の議決を経なければならない。

職員給与費

427,328千円

(たな卸資産購入限度額)

**第11条** たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

栃木県知事 福田 富一



## 第13号議案

### 令和4年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和4年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量		21,938,690m <sup>3</sup>
2	主要な建設改良事業		
	北那須水道用水供給建設事業	事業費	274,429千円
	鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	100,180千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

<b>第1款</b>	<b>水道用水供給事業収益</b>	<b>2,043,000千円</b>
第1項	営業収益	1,994,041千円
第2項	営業外収益	48,957千円

第3項 特別利益	2千円
----------	-----

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	1,910,000千円
----------------	-------------

第1項 営業費用	1,836,503千円
----------	-------------

第2項 営業外費用	71,497千円
-----------	----------

第3項 予備費	2,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 550,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,978千円、減債積立金 106,301千円、建設改良積立金 110,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 298,721千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,000千円
-----------	---------

第1項 国庫補助金	1千円
-----------	-----

第2項 受託工事受入金	1千円
-------------	-----

第3項 雑収入	998千円
---------	-------

支 出

第1款 資本的支出	551,000千円
-----------	-----------



第1項 建設改良費	376,699千円
第2項 企業債償還金	106,301千円
第3項 他会計長期貸付金	60,000千円
第4項 予備費	8,000千円

(一時借入金)

**第5条** 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第6条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第7条** 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	203,780千円
-------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

**第8条** たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

栃木県知事 福田 富一

## 第14号議案

### 令和4年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和4年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		8,948,340m <sup>3</sup>
2 主要な建設改良事業		
鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費	137,072千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
<b>第1款 工業用水道事業収益</b>		<b>681,000千円</b>
第1項 営業収益		540,827千円
第2項 営業外収益		140,172千円
第3項 特別利益		1千円

## 支 出

第1款 工業用水道事業費用	624,000千円
第1項 営業費用	609,351千円
第2項 営業外費用	13,649千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 231,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,239千円、建設改良積立金 100,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 118,761千円で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	2,000千円
第1項 負担金	1,090千円
第2項 工事負担金	1千円
第3項 雑収入	909千円

## 支 出

第1款 資本的支出	233,000千円
第1項 建設改良費	137,072千円
第2項 企業債償還金	1,928千円

第3項 長期借入金償還金 90,000千円

第4項 予備費 4,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 49,010千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

栃木県知事 福田 富一



## 第15号議案

### 令和4年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和4年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土 地 分 譲	面 積	216,062㎡
2	土 地 造 成	事業費	680,627千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
<b>第1款</b>	<b>用地造成事業収益</b>	<b>3,974,000千円</b>
第1項	営業収益	3,972,199千円
第2項	営業外収益	1,799千円
第3項	特別利益	2千円

## 支 出

第1款 用地造成事業費用	3,576,000千円
第1項 営業費用	3,553,990千円
第2項 営業外費用	12,009千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,805,000千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,282,336千円及び当年度分損益勘定留保資金 2,522,664千円で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	867,000千円
第1項 企業債	537,000千円
第2項 基金収益	305千円
第3項 負担金	319,000千円
第4項 長期貸付金償還金	10,400千円
第5項 分譲前受金	1千円
第6項 雑収入	294千円



支 出

第1款 資本的支出	4,672,000千円
第1項 建設改良費	785,695千円
第2項 基金積立金	305千円
第3項 企業債償還金	3,881,000千円
第4項 予備費	5,000千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	537,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

90,370千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

1 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
土地	鹿沼インター地区	240,000㎡	売払い及び譲渡

令和4年2月17日提出

栃木県知事

福田 富一

## 第16号議案

### 令和4年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和4年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	ゴルフ場事業	利用者数	35,000人
2	賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
<b>第1款</b>	<b>経営総合管理事業収益</b>	<b>196,000千円</b>
	第1項 営業外収益	196,000千円
<b>第2款</b>	<b>ゴルフ場事業収益</b>	<b>41,000千円</b>
	第1項 営業収益	21,388千円
	第2項 営業外収益	19,612千円

<b>第3款 賃貸ビル事業収益</b>	<b>167,000千円</b>
第1項 営業収益	166,188千円
第2項 営業外収益	812千円
	支出
<b>第1款 経営総合管理事業費用</b>	<b>196,000千円</b>
第1項 営業費用	182,294千円
第2項 営業外費用	13,706千円
<b>第2款 ゴルフ場事業費用</b>	<b>32,000千円</b>
第1項 営業費用	31,125千円
第2項 営業外費用	875千円
<b>第3款 賃貸ビル事業費用</b>	<b>133,000千円</b>
第1項 営業費用	123,687千円
第2項 営業外費用	9,313千円

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（翌年度以降の支出の財源に充当する額10,780千円を除く）が資本的支出額に対し不足する額36,000千円（ゴルフ場事業）及び51,780千円（賃貸ビル事業）は、消費税資本的収支調整額 7,813千円及び過年度分損益勘定留保資金79,967千円で補てんするものとする。）。

収 入		
<b>第1款</b>	<b>ゴルフ場事業資本的収入</b>	<b>60,000千円</b>
第1項	他会計長期借入金	60,000千円
<b>第2款</b>	<b>賃貸ビル事業資本的収入</b>	<b>13,000千円</b>
第1項	修繕預り金収入	12,510千円
第2項	雑収入	490千円
支 出		
<b>第1款</b>	<b>ゴルフ場事業資本的支出</b>	<b>96,000千円</b>
第1項	建設改良費	84,117千円
第2項	長期借入金償還金	11,883千円
<b>第2款</b>	<b>賃貸ビル事業資本的支出</b>	<b>54,000千円</b>
第1項	建設改良費	1,827千円
第2項	企業債償還金	20,000千円
第3項	長期借入金償還金	30,443千円
第4項	修繕預り金支出	1,730千円
(一時借入金)		

**第5条** 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第6条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第7条** 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 136,577千円

2 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

**第8条** ゴルフ場事業に関するクラブハウスリニューアル工事のため電気事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

令和4年2月17日提出

栃木県知事 福田 富一